

お知らせ

防災訓練にご参加ください

大地震を想定した防災訓練を実施します。いざという時のために、訓練にご参加ください。

- 日時 11月9日(日) 午前8時
- 参加方法 防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）で、サイレンを鳴らします。各家庭で「シェイクアウト訓練」をご実施ください。

防災対策をご家庭で確認しましょう

- 非常用持出しバッグを準備できているか
- 備蓄品を準備できているか
- 家具などが倒れないよう対策できているか

シェイクアウト訓練って何？

その時にいる場所で地震が発生したと想定して机の下に隠れるなど、身を守るための3つの安全行動をとっさにとる訓練です。

- ①姿勢を低くする
- ②体や頭を守る
- ③揺れが収まるまで動かない



訓練同日に展示・体験コーナーを設置します

車両（消防、自衛隊）の展示、起震車体験、消防車による放水体験などを行います。ぜひ親子でお越しください。

- 日時 11月9日(日) 午前8時45分～10時20分
- 場所 旧小見野小学校
- その他 駐車場のご用意はありません。徒歩または自転車でご来場ください。

問 総務課 防災対策室 ☎ 049-299-1753

お知らせ

不法投棄をしない、させない

不法投棄とは、定められたルールを守らずに廃棄物を道路脇、農地などへ違法に捨てることです。不法投棄されたごみは、その処理に多くの費用がかかるだけでなく、地域の景観や自然環境などを大きく損ねます。

不法投棄した者は、以下の罰則に処せられる場合があります。

個人の場合、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方（廃棄物処理法第25条）。



不法投棄を見かけたらご連絡ください

現場状況（日時、場所、不法投棄者の特徴、車両のナンバーなど）をわかる範囲で通報してください。

- 通報先 東松山警察署 ☎ 0493-25-0110、廃棄物不法投棄 110 番 ☎ 0120-530-384

土地または建物の管理者の方へ

不法投棄した者が判明しない場合は、管理者が自らごみを処分しなくてはなりません。

日頃から、除草や清掃などを行い、ごみを捨てられない環境づくりを心がけましょう。

不法投棄禁止看板は、生活環境グループ窓口で配布しています。



詳しくは町ホームページをご覧ください。



問 町民生活課 生活環境グループ ☎ 049-299-1734